

学校給食用食材の放射性物質検査について

教育委員会では学校給食の安全性の確認のため、毎月、放射性物質検査を行うことになりました。

検査方法は、約1週間分の給食用食材を一定量まとめて検査機関に送付します。

検査機関では「ゲルマニウム半導体検出器によるガンマ線スペクトロメトリー法」により、セシウム134、セシウム137およびヨウ素131を測定します。

測定値の下限はそれぞれ1.0ベクレルとしています。

(参考) 厚生労働省が定める放射能濃度の基準値

食品群	基準値 (Bq/kg)	基準値は放射性セシウム134とセシウム137の合計
一般食品	100	
乳児用食品	50	
牛乳	50	
飲料水	10	

検査結果は四万十町通信およびホームページで毎月公開します。ただし8月は給食がないため検査は行いません。

◆ 7月に実施した放射性物質の検査結果は下記のとおりです。

実施日：平成26年7月17日

給食施設	検査期間	セシウム134	セシウム137	ヨウ素131
窪川学校給食センター	6月24日～7月1日	不検出	不検出	不検出
大正学校給食センター	6月16日～19日	不検出	不検出	不検出
十和学校給食センター	6月23日～27日	不検出	不検出	不検出

◆ 9月に実施した放射性物質の検査結果は下記のとおりです。

実施日：平成26年9月25日

給食施設	検査期間	セシウム134	セシウム137	ヨウ素131
窪川学校給食センター	9月1日～5日	不検出	不検出	不検出
大正学校給食センター	9月1日～5日	不検出	不検出	不検出
十和学校給食センター	9月1日～5日	不検出	不検出	不検出

【検査機関：株式会社 日本食品エコロジー研究所 食品分析センター】

※ 不検出とは測定下限値未満 (<1Bq/Kg)であることを示しています。

検査に使用する食材は、約1週間分の原材料(米・調味料を除く)です。一定量を混合試料にして検査します。

なお、米については放射性物質検査済のものを購入しているため対象外としています。